

地域の実態に即した施策の実現に向けた要望書 (要約版)

令和 3年11月

一般社団法人 北海道農業会議

目 次

【新型コロナウイルス感染症における影響緩和対策の推進】

1. 食料の安定供給

【優良農地の確保】

1. 所有権移転と貸借を両輪とした農地流動化施策の構築
2. 農地中間管理事業と特例事業の推進
3. 農村現場におけるエネルギー政策の推進

【担い手対策】

1. 人・農地プランの推進
2. 新たな新規就農対策の構築（レンタル農場（仮称）制度の創設）
3. 法人経営の継承対策の構築

【6次産業化の推進】

1. 6次産業化の推進について

【スマート農業の推進】

1. スマート農業推進のための環境整備

【農畜産物の首都圏への輸送力の確保】

1. 鉄道輸送力の確保
2. 農畜産物の輸送費の抑制

【農業委員会予算の確保】

1. 農業委員会予算の確保

【新型コロナウイルス感染症における影響緩和対策の推進】

1. 食料の安定供給



新型コロナウイルス感染症による外食需要の大幅な減少等により、米・乳製品等の農産物の在庫増加

【米】

令和2年度補正予算で
「新市場開拓に向けた水田
リノベーション事業」によ
る主食用米の生産抑制によ
る米価の維持

【乳価】

令和3年度は「据置」

【米】

「水田リノベーション事業」
は令和4年度当初予算で要求
されている

【乳価】

在庫増が乳価交渉に影響する
可能性が高い

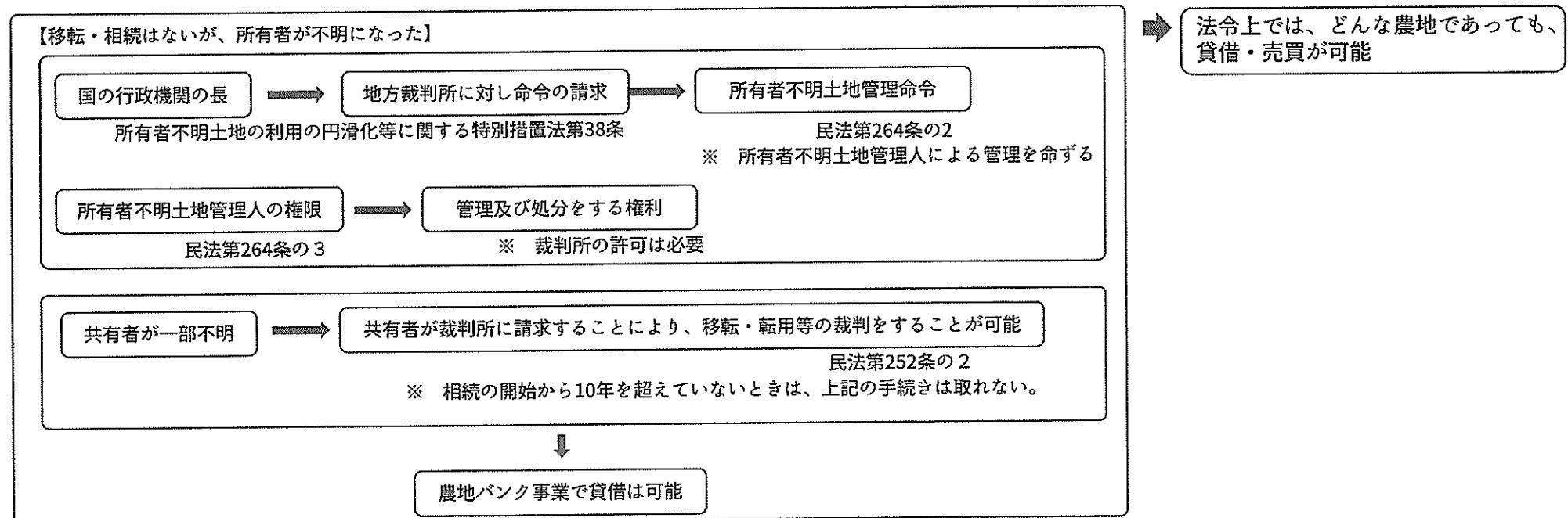
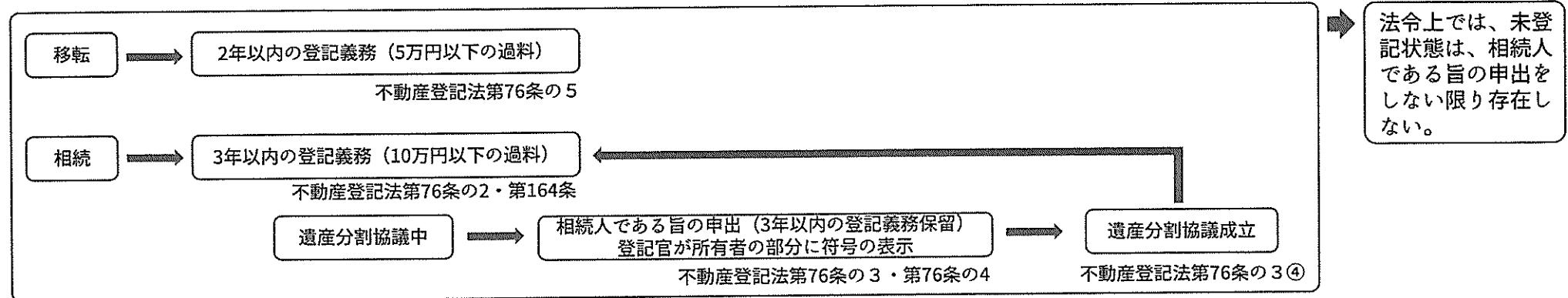
在庫増の影響により米価・乳価が下落する可能性

水田経営・酪農経営の継続に課題が出る可能性あり
※ 特に酪農経営の場合、畜産クラスター事業に關
する資金返済と時期が重なる可能性が高い。

米価・乳価を支えるための在庫対策の継続が必要

【優良農地の確保】

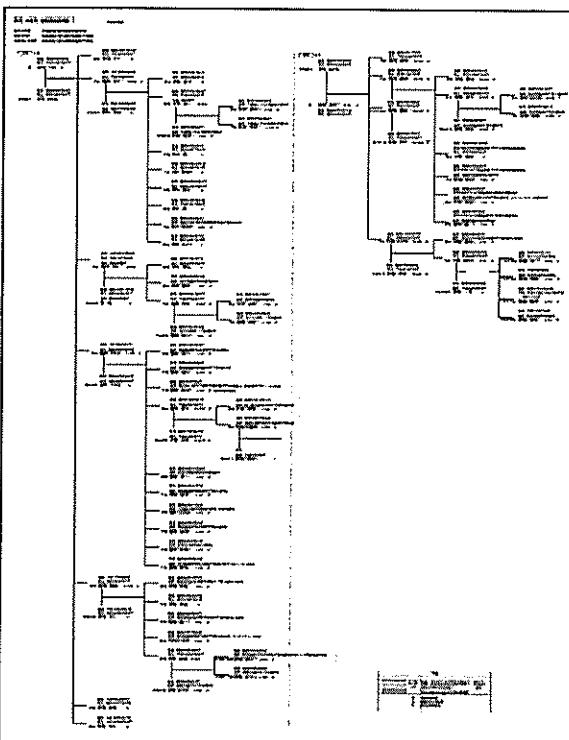
1. 所有权移転と貸借を両輪とした農地流動化施策の構築 ①



【優良農地の確保】

1. 所有権移転と貸借を両輪とした農地流動化施策の構築 ②

相続人である旨の届出（不動産登記法第76条の3）後、
遺産分割協議が長期化した場合



3代にわたり、相続未登記であったケース。（相続人は128人）

憲法第29条の財産権

全ての事案について登記の義務化は財産権の関係上困難

農地
所有者：A
利用者：B

生産性を維持するために、基盤整備が必要

基盤整備の実施

費用負担：利用者 B
資産価値の上昇：所有者 A

貸借している農地の基盤整備を利用者が行うこと難色

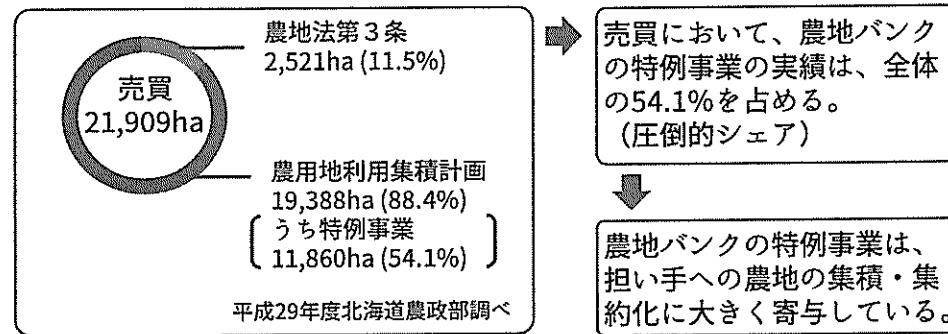
貸借を中心とした農地施策では、将来的に、農地の生産性が落ちてしまう

所有権移転を誘導するような農地施策の必要性（政策誘導）

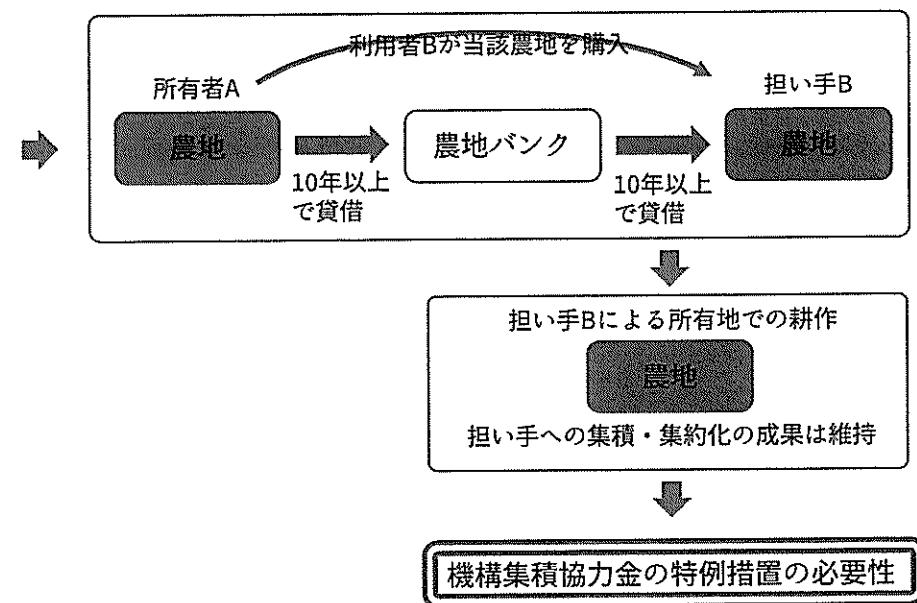
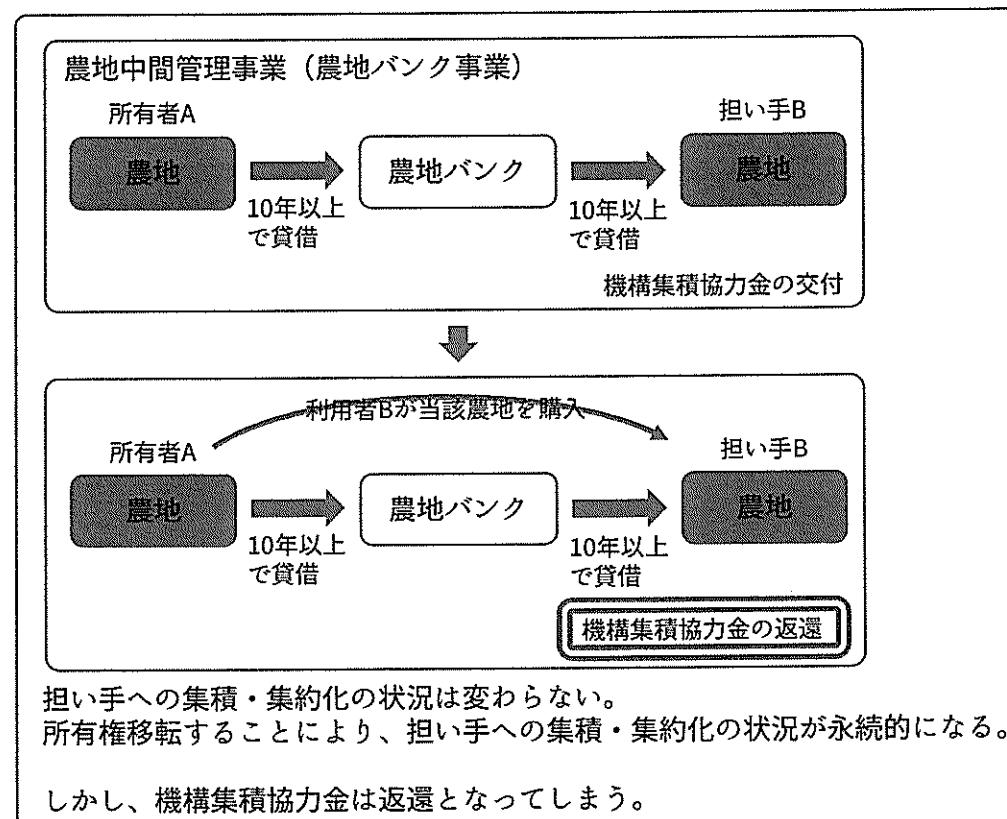
※ 所有権移転を行うことにより、生産性の良い優良農地が確保される。

【優良農地の確保】

2. 農地中間管理事業と特例事業の推進



➡ 農地中間管理事業の特例事業の十分な予算の確保の必要性



【優良農地の確保】

3. 農村現場におけるエネルギー政策の推進

【エネルギー基本計画（素案）】

(2019年 ⇒ 現行目標)		2030年ミックス (野心的な見通し)
省エネ (1,655万kWh ⇒ 5,030万kWh)		約6,200万kWh
電源構成	再生エネ (18% ⇒ 22~24%)	36~38%
水素・アンモニア	(0% ⇒ 0%)	1%
発電量力率 10,650億kWh = 約3,300~9,400 億kWh程度	原子力 (6% ⇒ 20~22%)	20~22%
LNG	(37% ⇒ 27%)	20%
石炭	(32% ⇒ 26%)	19%
石油等	(7% ⇒ 3%)	2%
(+ 非エネルギー起源ガス・吸収源 上記と同等の引上げ)		
温室効果ガス削減割合	(14% ⇒ 26%)	46% 更に50%の嵩みを目指す



再生可能エネルギー ⇒ 太陽光発電・風力発電・バイオマス
水力発電・地熱発電など



太陽光発電や風力発電については、農地転用・山林開発などの懸念

【食料・農業・農村基本計画】

供給熱量ベースの総合食料自給率

	平成30年	令和12年
供給熱量ベースの総合食料自給率	37%	45%
1人・1日当たり国産供給熱量（分子）	912kcal/人・日	1,031kcal/人・日
1人・1日当たり総供給熱量（分母）	2,443kcal/人・日	2,314kcal/人・日

農地面積の見通し、延べ作付面積及び耕地利用率

	平成30年	令和12年
農地面積（万ha）	442.0	414
延べ作付面積（万ha）	404.8	431
耕地利用率（%）	92	104



令和12年に食料自給率45%を達成するためには、414万haの農地が必要

- 温暖化対策として、自然エネルギー（再生可能エネルギー）を推進することは必要。
- 食料自給率の向上のため、優良農地を確保することが必要。
- 防災の観点から、無秩序な森林開発などは控えるべき。



食料政策の目標達成のための優良農地の確保や防災を前提としたエネルギー政策の展開が必要

【担い手対策】

1. 人・農地プランの推進

【人・農地など関連施策の見直しについて（取りまとめ）】

2 人・農地プラン

- (1) 人・農地プランについて、ルールとして継続的に取り組むべきものとし、法定化を含めて位置付け、地域住民への理解の浸透を図る。
- (2) 人・農地プランにおいて、「農地を将来にわたって持続的に利用する」と見込まれる人」として、多様な経営体等（継続的に農地利用を行う中小規模の経営体、作業・機械を共同で行う等しつつ農業を副業的に営む半農半Xの経営体など）を、認定農業者等とともに積極的に位置付け、その利用を後押しする。
- (3) 人・農地プランについて、現場で取り組みやすい環境を整備しつつ、地域で、それぞれの状況を踏まえ、農地を具体的にどのように利用・活用していくのか、農業生産をどのようにしていくのか等を話し合った上で、農地の集約化に重点を置いて、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿（「目標地図」）を明確化する。

3 農地バンク等

- (1) 農地バンク、都道府県、農業委員会、市町村等の関係機関の活動について、
 - ① 人・農地プランの「目標地図」の実現に向けて、
 - ② 農地バンクを軸として、農業委員会が現場で収集した農地情報等を踏まえ、それぞれの明確な役割分担の下、
 - ③ 共通の具体的方針に基づいて、ワンチームとなって、関係機関の側からの働きかけ等を行い、体系的に貸借等を進めるといった能動的アプローチへと転換する。

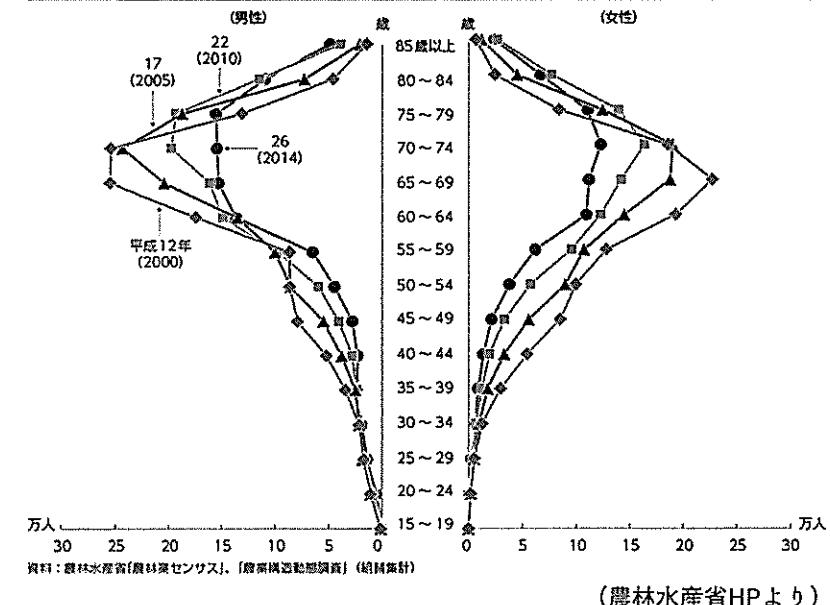
北海道における基幹的農業従事者の状況

年齢構成比						
15~29	30~39	40~49	50~59	60~64	65~69	70~
3.7%	10.6%	14.5%	18.2%	12.4%	14.6%	25.9%

北海道農業・農村統計表（北海道 令和2年度版）

【年齢階層別の基幹的農業従事者数の推移】

図2-1-10 年齢階層別の基幹的農業従事者数の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」（結果集計）

（農林水産省HPより）

- 年齢階層別に見た場合、70歳を境に離農が加速していく。
- 高齢化が進む中において、地域の将来のための話し合い活動を行うことは重要。
- 本道においては、65歳以上の基幹的農業従事者は、40.5%（14.6+25.9）で、65歳以上の農業者が本道農業を支えている状況



能動的にアプローチをすることは、高齢者の離農や地域崩壊を招く恐れがある。



高齢農家の切捨てや、地域構造の崩壊とならないような施策の展開が必要。

【担い手対策】

2. 新たな新規就農対策の構築（レンタル農場制度（仮称）の創設）

農林水産業・地域の活力創造プラン（R02.12）

- リモートワークなど場所を問わない働き方の進展
- 地方への人の流れを生み出して行くことが重要
- 農業経営を行う人の確保
- 農地の適切な利用の促進
- 安心して農村で所得と雇用の機会を得て生活
- 人口減少を踏まえ、農業経営を行う人を確保
- 労働力調整・働き方改革・農作業受委託など補完する仕組みを整える
- 人・農地プラン、農地集積、集落営農、新規就農、移住促進、事業承継、資金調達等に係る施策のあり方の検討

若者の農業参入等に関する課題について（R03.04.19）

- 農業従事者の高齢化と急激な減少（2020農林業センサス）
- 若い就農者の確保・育成が不可欠
- 農地バンクと関係機関が連携して認定新規就農者への農地確保を支援
- あらかじめ認定新規就農者向けの農地を確保して貸し付ける取組
- 農地バンクが貸し付けた認定新規就農者数は、前年度より増加しているものの十分とは言えない。
- 新しく農業をはじめる方の参入のハードルを下げる。
- 雇用就農の促進を図る。
- 農業次世代人材投資事業の支援対象者は、経営開始6年目には一定程度の収入を得られている。
- 農の雇用事業を活用した経営体では売上額が増加。
- 人材を定着させることが重要。

人口減少等に対応した関連施策の見直し（R03.05）

- 農業を副業的に営む経営体
- 地域を超えた広域での人材のマッチング
- 農業に携わる者を確保
- 来年の通常国会に必要な法案を提出

働き方改革実行計画（H29.03）

- 副業・兼業の推進

北海道における基幹的農業従事者の状況

年齢 構成比						
15~29	30~39	40~49	50~59	60~64	65~69	70~
3.7%	10.6%	14.5%	18.2%	12.4%	14.6%	25.9%

北海道農業・農村統計表（北海道 令和2年度版）



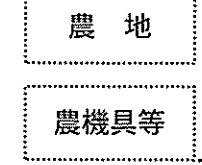
→ 本道の高齢化の状況から見て、新規就農など新たな担い手の確保が必要

新規就農する場合、膨大な投資が必要。（ハードルが高い。）

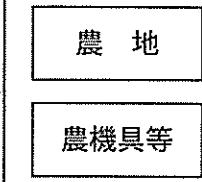
畜産経営の新規就農を想定

牛舎等	約1億6,500万円
経産牛60頭	約 5,000万円
農機具	約 5,000万円
農地	約 1,500万円
合計	約 2億8,000万円

市町村・JA



新規就農者等



現行法では、市町村・JAが貸すこと目的として農地を取得することはできない。

農地を安定的に利用できる仕組みが必要



新規就農等のハードルを下げるため、レンタル農場制度（仮称）の創設が必要

【扱い手対策】

3. 法人経営の継承対策の構築

法人版事業承継税制

先代経営者等である贈与者の主要な要件

- ① 会社の代表権を有していたこと
- ② 贈与の直前において、贈与者及び贈与者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと
- ③ 贈与時において、会社の代表権を有していないこと

本道における複数戸法人の状況

農地所有適格法人

出資者	議決権
A	1/5
B	1/5
C	1/5
D	1/5
E	1/5

個人経営時の経営主が出資して複数戸法人を設立していることから、筆頭株主も50%超の議決権数を保有する者も存在しない。

本道の農地所有適格法人の資本金と資産

流動資産	流動負債
現金	
乳牛	数億円
	固定負債
純資産	
資本金	300万円

資本金に対する資産の保有額が非常に高い。
※ 株式評価をすると10倍を超えることがある。

本道の複数戸法人の場合、「法人版事業承継税制」を利用しないと事業承継時の株式譲渡等における納税に対応しきれないケースがある。

しかしながら、本道の複数戸法人には筆頭株主が存在しないことから、「法人版事業承継税制」を活用することができない。

北海道の農地所有適格法人の状況（北海道農業会議調べ（令和元年度データ））

振興局	一戸法人	複数戸法人	振興局	一戸法人	複数戸法人
空知	303	107	上川	243	166
石狩	187	59	留萌	23	24
後志	116	41	宗谷	32	23
胆振	105	46	虻ヶ沢	389	114
日高	410	90	十勝	448	175
渡島	55	26	釧路	75	34
檜山	27	13	根室	178	30
			全道計	2,591	948
					26.8%

農業算出額	農地所有適格法人売上高合計	割合	農地所有適格法人複数戸法人のみ売上高合計	割合
12,762億円	4,923億円	38.6%	2,169.8億円	17.0% (44.1%)

農業産出額：北海道農業・農村統計表（北海道 令和元年度版）
法人売上高：北海道農業会議調べ（令和元年度データ）

本道における複数戸法人は、法人全体数の26.8%
売上高では、法人全体の44.1%、農業産出額全体では、17.0%を占める。
複数戸法人の事業承継が円滑に行われない場合、本道の農業産出額に影響が出る可能性が高い。

↓
筆頭株主が存在しない法人での事業承継税制の構築が必要

【担い手対策】

4. 農業次世代人材投資事業と農の雇用事業の継続

令和4年度農林水産予算概算要求

- 旧農業次世代人材投資事業 国費1/2 都道府県費1/4 市町村費1/4
- 旧農の雇用事業 国費1/2 都道府県費1/2

平成30年度～令和3年度の事業実績

振興局	次世代準備型	農の雇用	振興局	次世代準備型	農の雇用
空知	39	78	上川	93	73
石狩	32	73	留萌	6	5
後志	18	38	宗谷	7	4
胆振	45	32	虻 ^{ムシカ}	16	74
日高	45	14	十勝	31	86
渡島	12	24	釧路	20	43
檜山	1	9	根室	4	35
農大等	220	—	全道計	589	548
農の雇用事業における定着率			85.16% (456人)		

次世代準備型 助成金	27,525万円
次世代開始型 助成金	27,325万円
農の雇用 経営体への助成金	31,920万円

道・市町村負担により、地域間格差が生じる可能性あり。

担い手の確保・育成への影響

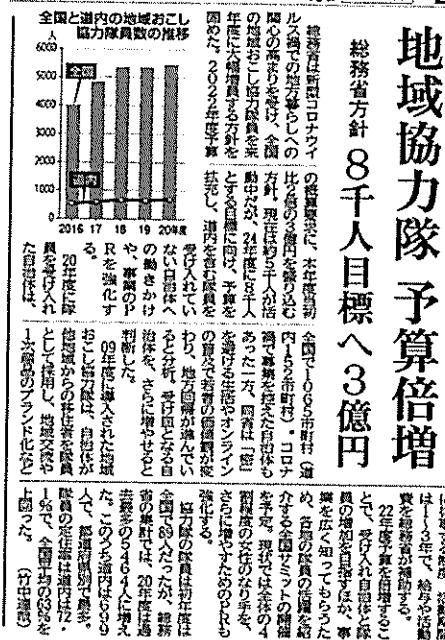
北海道における基幹的農業従事者の状況

年齢 構成比						
15~29	30~39	40~49	50~59	60~64	65~69	70~
3.7%	10.6%	14.5%	18.2%	12.4%	14.6%	25.9%

北海道農業・農村統計表 (北海道 令和2年度版)

北海道新規就農者育成総合対策
2021年3月19日付

21年(令和3年)8月19日(木曜日) 16版 [総合] 2



- 道内の65歳以上の農業者は、40%超
- 担い手の確保・育成は必須。
- 総務省は、地域協力隊の予算を倍増

農林水産省の新規就農者育成総合対策は、逆行？

次世代準備型 道費想定額 (1/4)	6,881.25万円
次世代開始型 道費想定額 (1/4)	6,831.25万円
農の雇用 道費想定額 (1/2)	15,960万円
計 道費負担想定額	29,672.5万円

【6次産業化の推進】

1. 6次産業化の推進について



42 6次産業化の推進

【令和3年度予算概算決定額 2,347（3,065）百万円の内数】

<対策のポイント>

需要に応じた新たなバリューチェーンの創出に向けて、農林漁業者と多様な事業者が連携して行う地域資源を活用した新商品開発や販路開拓等の取組、加工・販売施設等の整備、6次産業化サポートセンターによる農林漁業者等の育成、外食・中食等における国産食材の活用を支援します。

<政策目標>

6次産業化に取り組んでいる優良事業体数の増加（93事業体〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 食料産業・6次産業化交付金

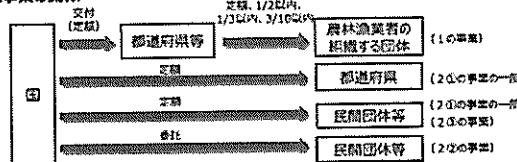
業務用需要に対応したBtoB（事業者向けビジネス）の取組、「農治」と連携した観光消費の促進及び農福連携の発展に資する新商品開発や販路開拓等の取組、加工・販売施設等の整備を重点的に支援します。

なお、非接触・非対面での作業に対応した加工・販売施設等の整備も可能です。

2. 6次産業化サポート事業

- ① 都道府県サポートセンターが、中央サポートセンターと連携して、6次産業化に取り組む事業者の経営改善に資する質の高いサポートを実施します。
また、経営アセスメント全会員を見渡せるエグゼクティブプランナーを選定・派遣し、支援を受けた事業者を地域の優良事業者に育成する取組を支援します。
- ② 優良事例の表彰等を通じて、6次産業化や地産地消等の普及啓発を行います。
- ③ 農林漁業者と外食・中食事業者のマッチング、ジビエ肉の商談会の開催、情報共有体制の構築を支援します。

<事業の流れ>



1. 食料産業・6次産業化交付金（6次産業化関係の重点支援分野）

業務用需要に対応した

BtoBの取組の推進

「農治」と連携した

観光消費の促進

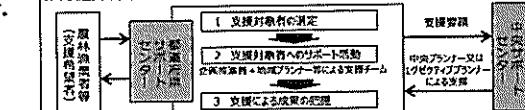
農福連携の発展

加工・販売施設等の整備

外食・中食等による商品化

2. 6次産業化サポート事業

① 6次産業化サポートセンター事業



② 6次産業化普及・研究委託事業

農業革新

の実現

中央ブリッジによる

エグゼクティブプランナーによる支援

3 支援による成案の提出

③ 外食・中食等における国産食材活用促進事業

マッチング等

外食・中食等
(飲食店等)
地産地消の実現

→ 地域活性化の実現につながる等の検討

中央ブリッジによる

エグゼクティブプランナーによる支援

3 支援による成案の提出

【お問い合わせ先】

(1、2①②の事業) 食料産業局産業連携課 (03-6738-6473)

食品製造課 (03-6744-7177)

現在の農林水産省予算では、農林漁業者と多様な事業者が連携して行う地域資源を活用した新商品開発や販路開拓等の取組、加工等を支援としている。

しかし、令和3年度予算は前年比で▲7億1,800万円減となっている。



地域の産業構造の構築を視野に入れた6次産業化の推進と十分な予算の確保が必要

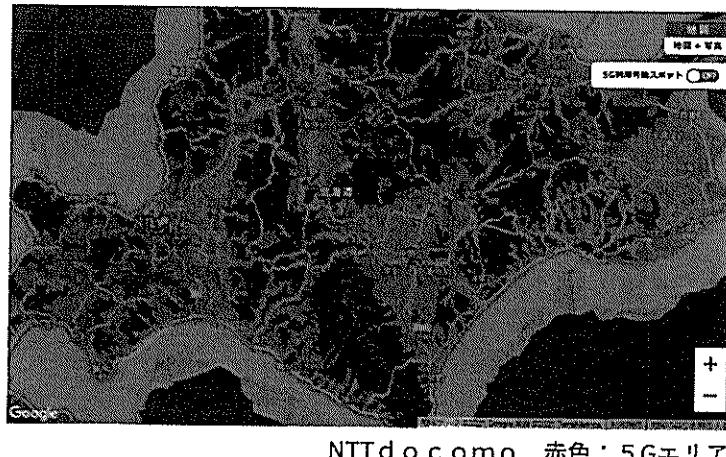
【スマート農業の推進】

1. スマート農業推進のための環境整備

人・農地など関連施策の見直しについて（取りまとめ）

7 安心・安全な生活環境の確保

(4) 総務省と連携し、農村地域の情報通信環境の構築に係るガイドラインを作成し、光ファイバ、無線基地局等の整備等を推進する。



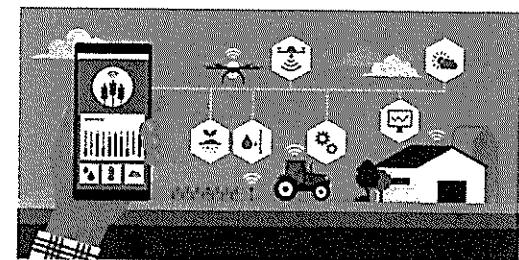
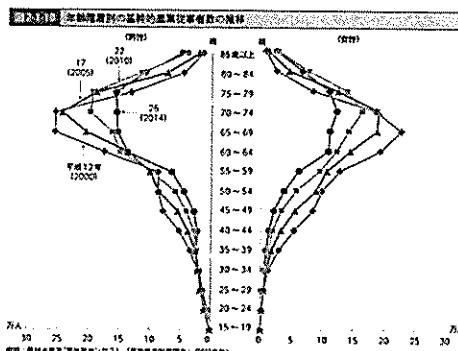
令和3年7月30日現在のAUの状況
(札幌駅周辺：札幌市中央区北5条西6丁目)

北海道における基幹的農業従事者の状況

年齢 構成比						
15~29	30~39	40~49	50~59	60~64	65~69	70~
3.7%	10.6%	14.5%	18.2%	12.4%	14.6%	25.9%

北海道農業・農村統計表 (北海道 令和2年度版)

【年齢階層別の基幹的農業従事者数の推移】



- スマート農業を展開するためには、ほ場（農地）における5G環境が必須
- 北海道における5Gエリアは現状では、極わずか。
(札幌市周辺でも4G)
- 基幹的農業従事者の40.5%が65歳以上
- 70歳を境に離農が加速する。

農作業の省力化や効率化を推進することによる離農年齢の引き上げ等が必要

そのため、スマート農業を導入することが必要

基幹的農業従事者の年齢構成から見ると時間的余裕はないかもしれない

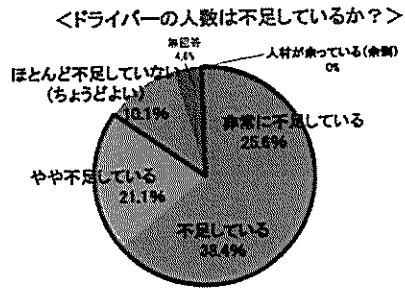
スマート農業の導入のために、早急に無線基地局の整備など農地における情報通信環境整備が必要

【農畜産物の首都圏への輸送力の確保】

1. 鉄道輸送力の確保 / 2. 農畜産物の輸送費の抑制



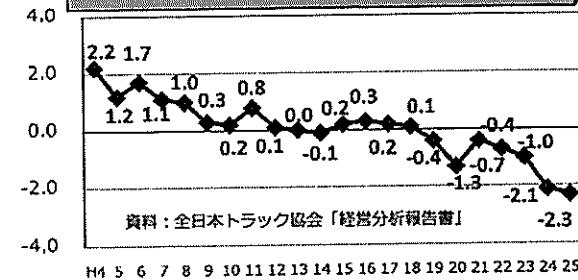
○「ドライバーの人数は不足しているか」との問いに、「非常に不足している」と「不足している」という回答が64%を占めた。「やや不足している」も含めると85%となっている。



トラック運送業界の現状と課題、取組についてより
(全日本トラック協会資料 令和元年12月20日)

営業利益率の推移

トラック運送業は、本来の事業活動では平成19年度以降赤字傾向となっており、苦しい状況が続いている。



ドライバー不足等 トラック業界の現状と課題についてより (国土交通省資料)

【北海道における農産物の道外への輸送量】

道外への農産物の輸送量	約 350万トン/年
うちホクレンの輸送量	約 250万トン/年
うちホクレンの貨物列車での輸送量	約 80万トン/年
割合 (括弧はホクレン輸送量の割合)	23% (32%)

- JR北海道の赤字は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、過去最悪の赤字
- 鉄道による農産物の輸送量は、全体の約1/4を占める。
- トラックドライバーは慢性的に不足している中で、トラック運送業の営業利益率は下落傾向にあり、輸送コストは増加傾向



- ① 首都圏への輸送手段として鉄路の維持が必要
- ② さらなる輸送コストの低減や物流改善が必要

【農業委員会予算の確保】

1. 農業委員会予算の確保

【増加する農業委員会業務のイメージ】

年代	～H20	H21～H25	H26～
農業委員会の主な業務	農地の権利移動 農地転用 賃貸借の解約	農地の権利移動 農地転用 賃貸借の解約 遊休農地に関する措置 賃借料情報の公表 活動計画の作成	農地の権利移動 農地転用 賃貸借の解約 遊休農地に関する措置 賃借料情報の公表 活動計画の作成 農地バンクへの情報提供 指針の作成 人・農地プランの作成

※ 法改正の度に、農業委員会業務は増加している傾向にある。
 ※ 農林水産省経由での調査は上記の業務以外に、毎月実施されるものも含めると約30種類存在

【農業委員会交付金】

単位：百万円

年度	H24	H25	H26	H29	H30	R01	R02	R03
農業委員会交付金	4,744	4,728	4,718	4,718	4,718	4,718	4,718	4,718

【農業委員会に関する予算】

【国費予算】

農業委員会交付金	4,718百万円
1農業委員会あたり	270万円
農業委員1人あたり	27万円
月額	2.25万円
農地利用最適化交付金	最大月 4.6万円
農業委員報酬	最大月 7.0万円

【実態】

農業委員報酬（道内平均）	月 29,000円
--------------	-----------

※ 農業委員会交付金全額を農業委員報酬とした場合の想定

「農業委員会等の最適化活動の目標設定等について」

令和 3年 8月31日 農林水産省 農地政策課

2 目標設定の考え方

- ① 推進委員等の活動日数
年180日（月平均15日）※令和3年度は90日

「農業委員会による最適化活動に係る目標設定関係Q&A」

（活動日数の根拠）

問4 推進委員等の活動日数目標を定める理由いかん。
また、90日（令和4年度は180日）の根拠いかん。

1. 推進委員等は、その多くが自身の農業経営の傍ら、農地の出し手・受け手の意向把握、地域の農業者との座談会、遊休農地の解消状況の定期的な見回りなど、昼夜を問わず日常的な最適化活動に取り組んでいただいているます。

2. このような日常的な活動実態について、農業者等に対して見える化を図るために、今般、活動日数の目標を1ヵ月あたり15日（月のおよそ半分）をベースに、90日（令和4年度以降は180日）としたところです。

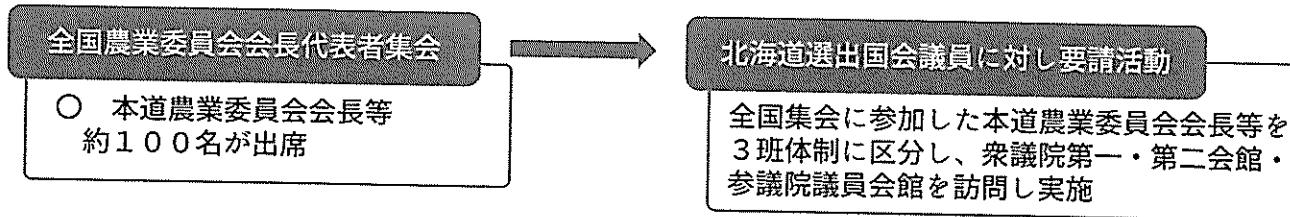
○ 予算上では、月額 7万円（最大）、実態は、月額3万円未満の非常勤の農業委員等に対し、月15日以上、年間180日以上の活動が求められている。

○ 農業委員会の業務は増加傾向にあるが、農業委員会交付金は増加していない。

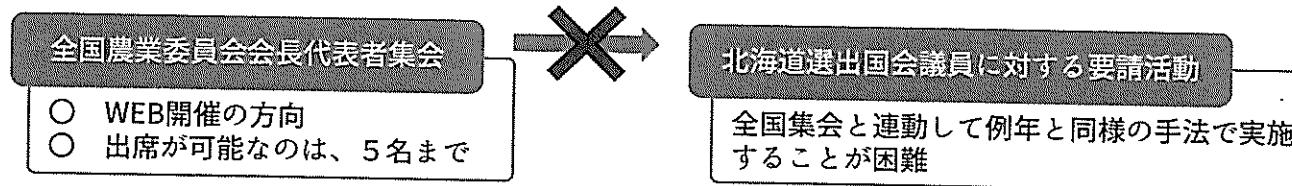


農業委員会予算の確保が必要

【通常年の場合】



【本年度の場合】



【衆議院議員任期満了及び総選挙日（想定）】

- 衆議院解散 令和 3年10月14日（木）
- 総選挙日 令和 3年10月31日（日）

【要請活動実施時期及び実施体制】

- 実施時期 12月1～3日（予定）
※ 全国農業委員会会長代表集会（上限5名まで）の開催に合わせて実施
- 実施体制 会長・副会長・専務理事・担当職員による少人数での要請
※ 実際の実施体制については、会長・副会長・専務理事の協議により人員を決定する。